

特集号

「市町村合併と文化財のゆくえ」の趣旨について

特集号編集担当

大分県地方史一九二号では、五〇周年記念二〇〇四年度大会の特集として、市町村合併と文化財の保存及び文化財保護行政の問題について取り上げることにしました。

大分県におきましても、平成の大合併といわれている市町村合併が進行しています。昭和二〇年代の終わりに行われた前回の大合併では、行政文書を中心として多くの歴史資料を失うという事態にいたり、大きな教訓を残しました。ところが、今回の合併でも行政文書をはじめとする歴史資料の保存に向けた取組につき積極的な動きがあつた等の情報はそれほど多いものではなく、このままでは同じ失敗を繰り返すことが懸念されます。

市町村合併によって失われる懸念のある歴史資料の第一は、行政文書であることは間違ひありません。よって本号で問題

としなければならない歴史資料の第一もまた行政文書ということになります。しかし、私たちは、この市町村合併によつて、実は行政文書だけではない多くの歴史資料ひいては文化財を失おうとしているのではないか。合併の際、個人所蔵の文化財も含めた自治体内の全ての文化財、および文化財情報が新市に移管されるという認識に立ったとき、そこには行政文書と同じように一斉あるいは選別廃棄される危険性が伴うことが予測されます。教育委員会所蔵ではない文化財であつても、登録が移管される際あるいは行政組織が改編される際にどのような混乱が起こるとも限りません。そうであるならば、それら文化財全ての置かれている環境は行政文書と同じと見るべきではないでしょか。また、その文化財を支える文化財保護行政に関しても、これまでおののの市

町村において、それ特徴のある行政が行わかれました。

当該こそが行政文書を廃棄から教いする唯一の組織であると自認すべきなのです。

文化財指定の方向性もそれぞれまちまちです。そのような状況にある文化財保護行政が、市町村大合併による組織改編で、これまでどおりに維持されることは考えにくいのではないでしょうか。組織が大きくなれば、細かなところに血が巡りにくくなることは必定と思われます。文化財保護行政の混乱は文化財の保存にも大きく影響することでしょう。

一方、行政文書の置かれた状況を考えてみると、首長部局の文書課（係）に、公文書を保存する責務があるという公文

書館法の精神がなかなか定着しない現在、文書館が設置されている市町村でない限り、その保存に向けた取組を行う部署は市町村内部に全く存在しないという現実的問題があります。

首長部局の文書担当課（係）は、一部の永年保存文書を指定するのみで、基本的には文書を管理し廃棄する方向で機能しているのが現実なのです。しかし行政文書は紛れもなく歴史

一 行政文書も文化財であるという認識から、文化財保護・文化財行政の中で他の歴史資料・文化財と同じ視点でとらえる。ただし、それは「公文書館法」を柱とした行政文書保存の考え方を否定し、排除するものではない。

二 問題の対象を行政文書だけに絞るのではなく、文化財保護上懸念される全ての問題に対象を広げ、より多くの関心がこの問題に集まるよう努める。

当課もそれを指導すべき立場にあると考えるべきなのではな
いでしょうか。公文書館がない所では、むしろ文化財保護担

加えて、今回の合併で初めて直面する新たな問題をも予測

しそれに対処する必要もあります。たとえば、極めて単純明快な事例としては、少なくとも古代よりの伝統をもつ郡という区画が完全に消滅しようとしている、といったことが指摘できます。

古代以来はじめて、私たちは郡という認識を生活の場から完全に消し去ろうとしているのです。このことに対して私たちは、何を記録し何を遺す努力をしなければならないのでしょうか。このように、今合併を前回の教訓の中に捉えるだけではなく、新たな問題も予測し対処しなければならないのです。文化財保護法の成立後、文化財保行政が多くの成果を上げた状況下で行われる初めての大合併なのですから、

その成果の多くを失う危険性を払拭できません。こうして考

えると、この問題には多くの人々の英知を集約しなければならない広い視野が必要である、ということが見えてきます。

最後に、一般県民の方々には、行政文書保存に対する理解がまだまだ浸透していないという問題があります。よって保存を訴える本号では、一般の県民・一般の行政担当者に、行政文書が失われれば地域の歴史・文化の継承にどのような影響を与えるのか、ということをわかりやすく説き起こすという役割も求められているものと考えます。そのための努力こ

そが歴史資料を保存するために最も重要な取組のひとつといつて過言ではないでしょう。

さて、市町村合併を直前に控えた現在、皆様の所属する市町村では、行政文書を含む文化財の引き継ぎや保存（散佚や廃棄の防止）に向けた取り組みはどのような状況になつているでしょうか。そして、文化財の保存に対しどのような懸念をお持ちでしょうか。本特集号は、そのような会員各位からひらめきが行政文書を含めた文化財全般の保護に、大いに役立つに違いありません。

（平井義人）